

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成29年11月7日(火)

白井市役所3階会議室301

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市社会教育委員に関する条例を廃止する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第2号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第3号 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第4号 白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規制の一部を改正する規則及び白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱の制定について

議案第5号 全国学力・学習状況調査結果の公表について

議案第6号 平成29年教育費補正予算(第3回)に係る意見聴取について

7. 協議事項

協議第1号 図書館司書補助業務委託について

8. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. その他

---

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	石亀 裕子
委員	小林 正継
委員	川嶋 之絵
委員	高倉 聡子

○欠席委員等

なし

---

○出席職員

教育部長	染谷 敏夫
教育部参事	吉田 文江

教育総務課長	岡本 和哉
生涯学習課長	川上 清美
文化課長	山本 敏伸
図書館長	黒澤 真澄
書 記	中村 秀樹
書 記	品川 太郎

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから平成29年第11回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は4名でございます。教育長の私を合わせると、本日の出席は合計で5名ということです。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

本日は、小林委員と川嶋委員に署名をお願いいたします。

---

○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。

前回会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○川嶋委員 ちょっと細かなことなのですが、21ページの報告第2号のところ、高城委員はいなかったはずなので、これは小林委員かと思われます。

○小林委員 そこは私も指摘しております。

○井上教育長 同じことですね。

よろしいですか、事務局。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

○委員報告

○井上教育長 それでは、次に進みます。4、委員報告。

委員報告を各委員からお願いいたします。

○小林委員 10月30日、北総教育事務所指導室訪問が白井中学校でありました。今年、1年生がちょっと少なく、大体171名、白井中も徐々に減ってきている学校ですけれども、生徒たち落ち着いてきちんと授業を受けていたと思います。ただ、人数がもうちょっと多かったときに比べると、ちょっとおとなしくなってきたのかなという、感じがかつての伸び伸びした姿が、逆に余り見られなくなってきたような気もしました。けれども、落ち着いて学校のモットーのしっかり自ら学ぶ、健康

で人間性豊かな生徒を育てるということで、そのように校長先生もしっかりと教育方針を立てているようですので、それで落ち着いてきているのかなと思いました。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 10月18日、七次台小学校の運動会に行ってみりました。雨が続きまして、4日間順延という異例の運動会となりましたけれども、18日はとても穏やかな秋晴れに恵まれて、無事に開催できてとてもよかったですと思います。児童はもとよりも、職員も保護者もとても心待ちにしていた分、競技、演技、応援にもとても力が入っていたように感じて、一体感という言葉がぴったりの大変立派な運動会でした。

10月23日と11月6日、中木戸公園競技場広場放課後子ども教室へコーディネーターとして行ってまいりました。10月は雨続きで、ほぼ実施できないような状況でした。昨日は、久々に暖かな秋の日差しの中で、元気に子供たちが遊ぶ姿を見てきました。きのうはとても暖かかったので、サッカーをする子は半袖で汗をかきながら、思い切りボールを蹴っているような感じでした。昨日は、異年齢の交流を私のほうから促してみたところ、みんな快く話に乗ってくれて、約束をしていない者同士での交流を楽しむことができました。大人の声掛けなしでも、そのようなことが自ら考えてできるような雰囲気放課後子ども教室であってほしいと願っています。日没が早くなってきましたので、30分早い終了としていますので、正味1時間程度の実施となりますが、元気に子供たちとかかわっていきたいと思います。

報告は以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

#### ○教育長報告

○井上教育長 それでは、5の教育長報告に進みます。

私から教育長報告を行います。

私は、先ほどお話があった小学校の運動会のほうに、10月7日の土曜日、この日は、第一小、第二小、南山小、池の上小、桜台小の5校が行われました。それから、10月18日には、第三小、大山口小、清水口小、七次台小のほうを見学させていただきました。後半の18日の日は、会議と重なったもので、見学する時間が少なくなってしまったのですけれども、両日とも、小学校は全体として人数も多く、先生方がTシャツやポロシャツをそろえて一緒に活動している場面が多くて、私はどちらかというと、子供の活躍もそうなのですけれども、先生方のそういう活躍に目がいってしまって、よく子供と一体になって活躍しているなというふうに感じました。

それから、10月11日水曜日に印旛地区の中学校駅伝大会が、佐倉の岩名運動公園で行われました。ここでは大山口中学校が第7位、惜しくも県大会を逃したのですけれども、それから女子では七次台中学校が準優勝、これも惜しくも優勝を逃してしまったのですけれども、白井の中学校、駅伝の活躍が随所に見られました。

それから、10月20日には、青少年国際交流オーストラリア派遣の報告会がございました。ここに派遣された子供たち全員が、写真とスライドに合わせてスピーチをしてくれたのですが、それぞれの思いがこもった、それから向こうに行ってお世話してくれたホームへの感謝、それから行かせてくれた家族や行政の行かせてくれた機関に対して、感謝という言葉がたくさん出ていて、今後、自分の経験もそうですけれども、その経験をいろいろな意味で学校全体とか、市全体に生かしていただきたいなというふうに感じたところです。

それから、10月30日、先ほどもございましたけれども、白井中で指導室訪問が行われました。白井中学校は、約1年前に私が勤務していた学校で、あれだけ長い時間授業を見るのは久しぶりだったので、指導室訪問は、主に授業の研修を行うことを目的としているのですが、本市が狙っている授業のあり方等について、よく研究をされていて、どの授業も非常に狙っているところがはっきりしていて、本市の授業づくりの狙いに沿った授業が行われていて、大変すばらしいなというふうに感じたところです。先ほど小林委員からも子供がちょっとおとなしいというのがありましたけれども、あれをもっと子供の意見を活発に引き出せる授業になると、さらにすばらくなるのだろうなど。多分、次は、その段階を白井中では狙っているだろうなというふうに感じたところです。指導室訪問、白井中を最後に4校、年間で行ったわけですが、授業づくりということに関して、大変勉強になっているなというふうに感じたところです。

以上です。

委員報告、教育長報告について質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

#### ○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

報告第1号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告」については、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号については非公開といたします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、小林委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○井上教育長 それでは、6、議決事項、7、協議事項及び8、報告事項に係る議事の進行について、よろしくお願いいたします。

○小林委員 ただいま、教育長より指名されました小林でございます。

これより、6、議決事項、7、協議事項及び8、報告事項にかかわる議事の進行を行いますので、ご協力をお願いいたします。

議案第1号 「白井市社会教育委員に関する条例を廃止する条例の制定議案に係る意見聴取について」

○小林委員 最初に、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号「白井市社会教育委員に関する条例を廃止する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いいたします。

川上課長、お願いします。

○川上生涯学習課長 初めに、お手元にお配りした資料に沿って説明させていただきたいと思います。

別冊で本日お配りした資料の1から4でございますけれども、資料1につきましては、白井市生涯学習推進委員会、2ページ目の資料2につきましては、子ども・若者育成支援協議会、資料3につきましては、白井市放課後子どもプラン推進委員会、資料4につきましては、白井市スポーツ推進委員会、議案第2号の白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案の資料でございます。

それでは、議案第1号「白井市社会教育委員に関する条例を廃止する条例の制定議案に係る意見聴取について」ご説明させていただきます。

本案は、平成29年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたことによるものでございます。

裏面をご覧ください。

白井市社会教育委員に関する条例を廃止する条例。

白井市社会教育委員に関する条例、平成5年条例第5号は、廃止する。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

参考として、資料1の左上、そちらも併せてご覧ください。

以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

この議案第1号につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

この件につきましては、前回の委員会で、白井市生涯学習推進委員会の発展の対象ということは確認しておりますので、特に問題はないかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 では、ご意見等ないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

---

○議案第2号 「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」

○小林委員 続きまして、議案第2号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いいたします。

川上課長。

○川上生涯学習課長 議案第2号「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」ご説明させていただきます。

本案は、第1号議案同様、平成29年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたものでございます。

裏面をご覧ください。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例。

白井市附属機関条例の一部を次のように改正するもので、別表、教育委員会の項、白井市外国語指導助手業務委託選定委員会の目の次のように加える。

白井市生涯学習推進委員会、4項目の担任する事務、組織、委員の構成、定数、任期でございます。中段から下、別表、教育委員会の項、白井市青少年問題協議会の目を次のように改める。

白井市子ども・若者育成支援協議会、3項目の担任する事務、組織、委員の構成、定数、任期でございます。

次ページをご覧ください。

別表、教育委員会の項、白井市放課後子どもプラン検討委員会の目を次のように改める。

白井市放課後子どもプラン推進委員会、4項目の担任する事務、組織、委員の構成、定数、任期でございます。

中段より下に行きます。

別表、教育委員会の項、白井市学校体育施設開放運営委員会の目を次のように改める。

白井市スポーツ推進委員会、4項目の担任する事務、組織、委員の構成、定数、任期でございます。

次のページをご覧ください。

附則として、施行期日は、平成30年4月1日から施行するものです。また、白井市文化センター設置条例の一部を改正するもので、第6条を削り、第7条を第6条とするものでございます。

次に、議案第2号の資料として、新旧対照表がございます。そちらも併せてご覧ください。

以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○川嶋委員 質問ということではないと思いますが、生涯学習、社会教育というのは、地域の教育の再生、活性化が求められている、今、大変重要であるというふうに認識をしております。また、働き方が多様化していることを背景として、業務委託は増加傾向にあって、私もそのようなところから委員として属しているものがありますけれども、私の場合ですと、新たな試みということもあり、大変苦慮するところが多いというふうに感じながら活動をしておりました。全ての事業にイえることだと思いますけれども、お願いしたいのは、赴任をする前に、その事業の骨子案というものを明確に伝えていただきたいということです。委員の構成はさまざま、さまざまな分野で活躍されている方々で構成されているわけですから、年代も違えば考え方も違って、そういった活動しているうちに、本来の目的は何ぞやというところに立ち返ることがなかなかできないときがありまして、とにかく指示系統を明確にしないと本来の目的を成さないし、いろいろな弊害も生まれるということを経験しました。執行部が本来の目的、成果に近づいているかというのを常に報告、連絡、確認、見直しということをしてしながら進めていただきたいなというふうに感じております。白井市の社会教育がますます充実することを希望しています。以上です。

○川上生涯学習課長 はい。今の意見を尊重して、今後、構成委員等について調整させていただけれ

ばというふうに思います。

○小林委員 ほかにご意見ございますか。

○染谷教育部長 私のほうから、前回協議したときには、委員の任期は2年ということでお諮りをしております。今回、3年になっております。これは、市の行政改革経営委員会、そちらのほうにこの案件を諮ったときに、2年だとすぐ任期が来て、また次の人になるということで、恒久的な附属機関とするのであれば、長い期間をもって運営したほうが、効率的、効果的であろうというようなご意見をいただきまして、3年にしております。市の委員会で3年という任期をとっているのは、おそらく今回が初めてになると思います。その辺の説明が抜けましたので、私のほうから補足をさせていただきました。

○小林委員 ほかにご意見ございますか。

それでは、ご意見等がないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

---

○議案第3号 「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」

○小林委員 続きまして、議案第3号「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いいたします。

○川上生涯学習課長 議案第3号「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」ご説明させていただきます。

本案は、第1号、第2号議案同様、平成29年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

裏面をご覧ください。

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

平成20年条例第18号の一部を次のように改正するものです。

第21条を削り、第22条を第21条にするものです。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

次に、議案第3号の資料として新旧対照表が次のページにあります。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

これも特に問題ないかと思しますので、議案第3号についてお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

---

○議案第4号 「白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規

則及び白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱の制定について」

○小林委員 続きまして、議案第4号「白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱の制定について」説明をお願いします。

○吉田教育部参事 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

本案は、白井第二小学校において、小規模特認校を実施するに当たり、所要の規則の一部改正及び実施要綱を制定するものでございます。なお、本案については、9月の教育委員会議において、協議事項として提案させていただいておりますが、その後、9月25日に当該校における通学区域の特例について、市通学区域審議会へ諮問し、別添資料のとおり適性である旨、答申をいただいております。今、お配りした資料でございます。また、10月12日に地域住民の方を対象とした説明会を実施したところ、特に反対のご意見はなく、地域の方々からも賛同をいただいております。

議案につきましては、1ページから資料3ページまでが、白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の案です。

4ページから6ページまでが、新旧の対照表となっております。

また、7ページから8ページまでが、指定学校変更申請書、許可不許可通知書となっております。

9ページから13ページまでが、白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱の案となっております。

内容については、9月の教育委員会議で協議事項としてご説明させていただいたものとほぼ同様でございますが、通学区域審議会、また例規の予備審査を受けまして、書きぶりを少し変更しておりますので、変更した箇所を中心に、時間をいただきましてご説明いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてですが、学校教育法施行令第5条第2項及び第6条の規定により、白井市立小学校及び中学校の通学区域に関し、必要な事項を定めたものでございます。

第2条につきましては、前回の協議の際はなかった条文でございますが、第4条で小規模特認校という言葉がありますので、ここで定義を加えさせていただきました。

第4条については、見出しの指定校変更の申し立てを、指定学校の変更に変えております。また、小規模特認校就学申請書を規定しておりましたが、小規模特認校の就学手続でありますので、規則では、小規模特認校への就学を希望する場合は、教育委員会が定める方法により申請しなければならないとし、手続につきましては、実施要綱のほうで定めております。

第5条の審査及び通知については、前回の協議の際と同様です。

4ページから6ページまでは、現行規則との新旧の対照表になります。

7、8ページにつきましては、指定学校変更申請書、許可（不許可）通知書についてでございますが、これについても変更はございません。規則についての説明は以上でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

白井市立白井第二小学校小規模特認校指定実施要綱の案についてご説明いたします。申し訳ありません、そこに（案）という字がございませんが、申しわけないですが書いていただければと思います。

この要綱は、学校教育法施行令第8条及び白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則第3

条に基づき小規模特認校の就学の手続に関し、必要な事項を定めるものです。前回の協議の際は、この前文の部分を第1条に含めていたところですが、要綱の書き方としては、本文に含めないほうがわかりやすいということで、前文に変更しております。

第2条については、第1条の本文中で規定していたところですが、小規模特認校の指定について、第2条の規定に変更しております。

第3条の就学転移については、変更はありませんが、前は、就学条件の後に規定をしておりましたが、就学条件の前に順番を入れかえてあります。

続きまして、第4条の就学条件についてです。前回の協議の際は、第2号は、(2)のところですが、通学上の安全確保については、保護者の責任において行い、その費用については、保護者の負担とするとしておりましたが、表現がわかりづらいとのご指摘がございましたので、ここを保護者の責任と負担において、公共交通機関や保護者の送迎により安全に通学させることができるという表現に改めました。また、第4条の第4号についても、以前は、通学期間は1年以上で、かつ卒業まで通年通学とすると規定しておりましたが、これにつきましても、条件が厳しすぎるのではないかというご意見がございましたので、検討いたしまして、1年以上通学が可能なおこととするに改めております。

第5条の1号については、先ほど規則のほうでもお話ししましたが、小規模特認校就学申請書は、小規模特認校の就学手続でありますので、実施要綱の規定のほうに変更してございます。

第6条の就学許可の取り消しについては、特に変更はありません。

第7条の卒業後の進路については、通学区域審議会において、表現がわかりづらいとのご指摘がありましたので、第7条に書いてあるような形に表現を改めております。

議案第4号の説明は以上になります。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

教育長。

○井上教育長 私からですけれども、これ前々回の教育委員会議のときにもお話ししたのですけれども、この二小の小規模特認校については、第二小学校の魅力ある学校づくりのスタートとして始めるもので、これで終わるものではありません。いろいろな難しい面や不安とされる場所も、もちろん予想される場所はあるのですけれども、このことをきっかけに小規模校でも行ってみたいというような魅力がある学校づくりに、教育委員会としてさらに力を尽くしていかなければいけないというふうに思っております。

さらには、これもお話ししたのですけれども、この魅力ある学校づくりは、白井第二小学校にとどまることではなくて、ここからまたスタートして、他の13校、市内の全ての小中学校の魅力ある学校づくりに進めていきたいというふうに考えておりますので、今後、また次の展開のときに、教育委員の皆様方にもたくさんのご意見をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○小林委員 ほかに質問ありますか。

高倉委員。

○高倉委員 済みません、既に議論されていたら重複になりますけれども、この広報といいますか、

こういうことをやりますよというのは、例えば未就学児にPRする場を持たれるのか、もしくは例えば3年生なり、そういった年度途中でも受け入れますよというような形でなされるのか、少し具体的なお話って、もう前々回とかで出ているのでしょうか。もしイメージがあれば。

○吉田教育部参事 周知の方法につきましては、今回の説明会等につきましては、市のホームページと、あと1回目につきましては、ちょっと期間がありませんでしたので、学校を通しまして第二小学校の保護者の皆様に、それから回覧板を使いまして、二小地区の地域の皆様には周知しております。2回目の説明会につきましては、ホームページと10月の15日の広報しろいのほうで、地域の皆様には、11月の12日に2回目の区域審議会を行いますということでお知らせいたしました。それに合わせて、来年入学予定の子供たち、保育園、幼稚園にも、説明会が、11月の分についてはありますということでお知らせをしております。あとは、この後、入学通知のほうを12月の中旬に各対象の保護者の方にお送りしますので、そのときにこの第二小学校の小規模特認校制度についての文章も同封させていただく予定になっております。以上です。

○高倉委員 あと済みません、もう1点。年度途中というのでしょうか、何ていうのですかね、学年の途中でという方に対しても、何か広報されるのですか。

○吉田教育部参事 そちらにつきましては、広報しろいのほうでお知らせしております、今度決定しましたら、同じように12月の広報のほうでお知らせする予定です。ただ、1回目につきましては、今度就学するお子さんが主体となっておりますけれども、どこの学年の生徒さんでもこちらに賛同していただければ、入学できるというようなこともあわせてお知らせしたいと思っておりますが、そちらのほうは、ちょっとまだ周知しきれないかもしれません。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○川嶋委員 説明会を開いたときに、どれぐらいの保護者さんが集まったか、その数を知りたいのと、あと、本来、第二小学区である保護者の関心度というのが、私とても興味があるのですけれども、第一小や七次台小学校、ほかの学区に学区外変更している本来、二小学区である保護者の関心度が知りたいのですけれども、そういう方々の参加率というのは、個人情報はいたっていない感じですかね。誰でもどうぞというような形で、地区までは把握されていない状況だったのかどうか、お願いします。

○吉田教育部参事 1回目の説明会のときは、40名近くの方が参加してくださいました。その中には、職員の皆さん、それから第二小学校の地域の皆さん、学校関係者ですと、学校評議員さん、PTA会長をやらせていらした方等が中心で、ほかの小学校の方については、少なかったですね。まだ1回目ということで、二小学区の方が中心という形でしたね。2家庭か3家庭ぐらいですかね。それから、本来、二小の学区にあって、ほかの小学校に行かれている保護者の方については、前回参加はありませんでした。よろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

ほかに質問ございますか。

それでは、ご意見等がないようですので、議案第4号についてお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○小林委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

○議案第5号 「全国学力・学習状況調査結果の公表について」

○小林委員 続きまして、議案第5号「全国学力・学習状況調査結果の公表について」説明をお願いします。

○吉田教育部参事 それでは、議案第5号「全国学力・学習状況調査結果の公表について」ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

本調査は、教育施策の課題と検証、学校における教科指導の充実や学習状況の改善を目的として、平成19年度より行っている全国調査です。この調査は、小学校6年生、中学校3年生が対象で、本年度は、4月18日、火曜日に行われました。今年度の調査内容につきましては、小学校、中学校ともに国語A、国語B、算数A、算数B、数学A、数学B、学習意欲や生活面などの意識調査でした。なお、一昨年度行われた理科につきましては、3年置きに行われておりますので、今年度は実施せず、今回は、来年度平成30年度に行われます。また、平成31年度には、中学校3年生を対象に英語の調査も実施することが予定されております。

それでは、白井市の結果をご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

これは、小学校国語の結果です。左の上にありますレーダーチャート図は、全国を100とした値に対し、本市がどれくらいの値になるかを観点別に示してあります。右上には、国語A、国語Bに関し、全国と白井市の比較を文章で示してあります。また、中ほどには、本市において正答率が高かった事柄を白い四角で、正答率の低かった事柄は黒い四角で観点ごとに文章で表してあります。さらにこの結果を受けまして、各学校に授業改善のポイントを示してあります。

以下、同じように3ページに小学校の算数、4ページに中学校の国語、5ページ、中学校数学の結果を示してありますので、しばらくご覧ください。

それでは、よろしいでしょうか。

全体的な傾向といたしまして、記述式の回答に課題があります。複数の情報の中から必要な情報を取り入れてまとめたり、自分の考えに理由をつけて理論的に記述したりする力が必要であることがわかりました。

次に、生活面での意識調査の結果をご説明いたします。

この調査は、小学校は91問、中学校は94問の質問がありました。公表では、抜粋して9問の結果を掲載しました。資料の6ページから8ページに結果を示してありますので、先ほどと同じようにしばらくご覧いただけたらと思います。

それでは、これらの結果からわかったこととお話しいたします。7ページの上の項目、意欲、自己肯定感についてご覧ください。

白井市の子供は、全国と比較すると自己肯定感がやや高いことがわかりました。引き続き学校生活において、一人一人の子供が活躍する場を確保し、豊かな心や生きる力を育てていくことを継続して行っていきたいというふうに考えております。

次に、8ページ、白井市の子供たちの様子の一つ目の一番上の項目をご覧ください。

子供の中で携帯電話やスマートフォンを所持していない児童が31.1%、生徒が13.5%ということで、子供たちの携帯電話等の所持率が高くなっております。昨年度の調査と比べても、白井市

の子供たちの所持率は少しずつ上昇してきております。これらの機器で、事件や事故に巻き込まれたり、友人間のトラブルに発展したりする可能性もありますので、引き続き各学校におきましても、情報モラル教育を推進していく必要があります。

以上、簡単ではございますが、本市の結果をお伝えしました。この結果につきましては、教育センター室のホームページを使い公表していく予定です。なお、このセンター室のホームページの公表を受け、各学校で、学校の結果につきましても学校ごとの分析を行いまして、市の公表時期に合わせてそれぞれの学校が保護者の皆様にお知らせする予定となっております。

以上で、全国学力学習状況調査の公表についての説明を終わります。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○井上教育長 質問ではないのですが、私のこれを見た感想というか考えですけれども、小学校がほぼ全国平均、中学校がやや全国平均を下回るという結果になっているのは、小学校の学習上位者が、私立中学校や県立中学校も最近できまして、そちらに行かれているという原因もあるのかなというふうに感じています。ですので、今後の目標としては、中学校で全国平均を上回るというところは目指していきたいなど。

ただ、詰め込み型の学習では、大きな意味では学力は伸びないので、全ては教師の指導力というか、指導技術にかかっているなというふうに感じていますので、先ほど指導室訪問の報告をさせていただきましたけれども、そういうことを積み重ねていって、子供がわかる楽しい授業が、長い目では必ず後々の学力につながっていきますので、授業づくりというところを、さらに本市としては重点にして進めていきたいなというふうに考えています。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

私から質問ですけれども、読書活動推進に力を入れているように思うのですが、先ほど全体的に記述式はまだ弱いと、そういう話がありましたけれども、読書そのものは今後かもしれないけれども、白井市の生徒の記述が弱いというのは、ずっと続いてきているのでしょうか。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○吉田教育部参事 過去の調査の結果を見ましても、やはり記述式が弱いという課題は、毎年のように出ている状況ですし、これは本市に限らず県でも全国でも問題に上がっていると思いますが、できるだけこういう課題をもとに、各学校でそれぞれ、先ほどありましたけれども、授業づくり等、力を入れております。昨年の中学の数学については、少し平均よりも下回っていたのですが、今年につきましては、そういう面での記述式等については、少しずつ伸びてきておりますので、粘り強く続けていくことが必要かなというふうに考えています。

○小林委員 はい、わかりました。前回の白井中を見学したときも、先生方は一生懸命に教えていらっしゃるって、きちんと生徒を抑えてやっているのですよね。ですから、教師から見たら生徒が言うことを聞いてくれて、やりやすい授業。生徒の自主的な面とか、自ら考える力を出すように持っていくというのは、また一つ大変なことだと思うのですが、毎年、記述力が弱いという、それで来ているとするならば、その辺のところをどこかで、先生方が一生懸命やっている方向をうまく転換させてあげるといったことが、必要なのかなとは思いました。

ほかにご質問ございますか。

それでは、ご意見等ないようですので、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○小林委員 それでは、議案第5号は原案のとおり決定します。

---

○議案第6号「平成29年度教育費補正予算（第3回）に係る意見聴取について」

○小林委員 続きまして、議案第6号「平成29年度教育費補正予算（第3回）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第6号「平成29年度教育費補正予算（第3回）に係る意見聴取について」ご説明をさせていただきます。

本案は、平成29年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

議案裏面の1ページから2ページをご覧ください。

こちらについては、今回、教育部各課から財政課に予算を要求した補正額の一覧になってございます。まず、概要を説明させていただきます。その後、各所管課から詳細を説明させていただく予定でございます。よろしくをお願いします。

1ページの一般会計歳出につきましては、9件で総額2,302万7,000円の増。2ページの債務負担行為補正が、1件で総額2万円の増を補正額として予算要求をしているところでございます。なお、今回、歳入につきましては、補正はございません。

それでは、1ページの上段から概要を説明させていただきます。

1行目、生涯学習課、2款1項9目、複合センター費、複合センター施設の維持管理に要する経費については、複合センター3施設分の緊急修繕費として、27万円を。また、桜台センターの調理室換気扇増設工事費18万7,000円を増額するもので、45万7,000円を補正額として予算要求するものでございます。

次に、教育総務課、9款2項1目、学校管理費、小学校施設整備に要する経費については、白井第二小学校において駐車場の台数不足により、登下校時に送迎車の車が校庭に駐車するため、校庭が痛み、校庭の使用に支障を来していることからの駐車場増設工事として、496万2,000円を。また、平成30年度において南山小学校の個別支援学級が、1学級増加予定であることから、机、椅子等の備品整備費17万6,000円を増額するもので、513万8,000円を補正額として予算要求するものでございます。

次に、学校教育課、9款2項2目、教育振興費、要保護・準要保護児童就学援助に要する経費については、小学校の準要保護に係る就学援助対象者が、当初見込みより増加したため、扶助費188万8,000円を補正額として予算要求するものです。

続いて、教育総務課、9款2項3目、学校建設費、小学校施設改修等に要する経費については、白井第二小学校において、平成31年度中に学童クラブが開設される予定であることから、学童クラブの整備に先駆け、校舎の内装改修工事の設計業務委託料388万8,000円を補正額として予算要求するものでございます。

次に、同じく教育総務課の9款3項1目、学校管理費、中学校施設整備に要する経費については、

平成30年度において、南山中学校の学級数の増及び七次台中学校の生徒増が見込まれること並びに大山口中学校のパイプ椅子の劣化により必要数を補充するため、備品整備費326万円を補正額として予算要求するものです。

次に、学校教育総務課、9款3項2目、教育振興費、要保護・準要保護生徒就学援助に要する経費については、先ほど説明した小学校と同様に、中学校の準要保護に係る就学援助対象者が当初見込みより増加したため、扶助費155万円を補正額として予算要求するものです。

次に、文化センター、9款4項5目、文化センター費、文化センター管理運営に要する経費については、文化センターの電気、ガス等の光熱水費が当初の見込みを上回ったため、需用費150万1,000円を補正額として予算要求するものです。

続きまして、生涯学習課、9款5項2目、体育施設費、白井運動公園管理運営に要する経費については、運動公園の電話機の劣化により、通話に支障が生じていることから交換工事を行うため、工事請負費84万円を。また、陸上競技場のラインが薄くなり、競技に支障が生じていることから、ラインのマーキング工事を行うため、工事請負費654万6,000円を増額するもので、738万6,000円を補正額として予算要求するものでございます。

次に、同じく生涯学習課、9款5項2目、体育施設費、市民プール管理運営に要する経費については、市民プールのスライダー改修工事の実設計委託業務が完了し、契約に差額が生じたため、委託費204万1,000円を減額補正するものです。

続きまして、2ページの債務負担行為補正については、学校教育課になりますが、庁舎整備終了後、減築棟への事務所移転の際に行う教育LANケーブルの配線工事について、物品を確認した結果、機器等の変更が必要になり、配線工事が増額になるため、当初予算において設定した債務負担行為について、変更が生じることから所要額を補正するものでございます。概要は以上になります。

それでは、詳細については、担当課からご説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

議長、済みません、資料の訂正をお願いします。1ページの6行目になります学校教育課、9款3項2目、教育振興費になります。要保護・準要保護生徒就学援助に関する経費、補正額と内容説明欄で金額が間違っている状況でございます。申しわけございませんでした。正しくは、155万円が正しい金額になりますので、概要のほうの訂正をお願いします、済みません。

○井上教育長 どこを訂正ですか。

○小林委員 右の欄ですね。

○岡本教育総務課長 はい、主な内容のところになります。補正内容、扶助費1,501と書いてあるのですが、補正額のほうが正しい金額になりますので、1,550に訂正をお願いします。

○井上教育長 はい、わかりました。

○小林委員 川上課長。

○川上生涯学習課長 3ページをご覧ください。

複合センター費、2款1項9目、複合センター施設の維持管理に要する経費、補正額合計45万7,000円。内訳としまして、11節の需用費、補正額27万円の増です。内容につきましては、今後の緊急修繕の見込みを考慮してということで、27万円につきましては、桜台センター空調施設の修繕ということになります。補正理由としまして、こちらに提示してあるとおり、西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センターの3館にて、施設設備の不具合による緊急修繕が集中し、緊急修繕

費が不足するため補正するものでございます。

次の15節、工事請負費につきましては、補正額18万7,000円の増です。こちらは、桜台センターの調理室の換気扇の増設工事になります。補正理由としまして、桜台センターの調理室内に設置してあるガス炊飯器付近に換気場所がなく、通気性が確保できないことから、消防署による施設点検において指摘があったため、換気扇を増設するための補正を行うものでございます。

次に、4ページ、教育費、9款5項2目、白井運動公園管理運営に要する経費、補正額合計738万6,000円。15節、工事費につきましては、84万円の増です。白井市運動公園の電話機器が、平成6年の設置から23年が経過しており、現在、劣化により通話に支障が生じていることから、電話交換機一式の更新が必要なため、補正するものでございます。

次に、15節、工事請負費、陸上競技場ラインマーキング工事、654万6,000円。こちらにつきましては、陸上競技場のトラックのラインが見えにくく、競技に支障が出ており、利用者及び市の行事においてもラインの引き直しへの要望が強く上がっているため、補正するものでございます。実質的に10月に、小中体連の印旛支部及び梨マラソン実行委員会、スポーツフェスタ実行委員会等々から要望書が提出されております。

5ページに続きまして、9款5項2目、市民プール管理運営に要する経費、減額の204万1,000円。こちらにつきましては、市民プールスライダー改修実施設計委託業務が終了したことにより、契約差金の減額補正となります。当初予算額が342万4,000円、実質の請負契約のものが138万2,400円、合計で差額の分として204万1600円、補正額として204万1,000円を減額するものでございます。以上です。

○岡本教育総務課長 では、6ページになります。教育総務課分になります。

小学校施設整備に要する経費、補正額合計513万8,000円、工事請負費、外構工事費になります。当初予算額ゼロ、補正額496万2,000円になります。補正理由につきましては、白井第二小学校区については、通学範囲が広く、登下校時に保護者の送迎車が集中し、校庭内に駐車することが常態化し、校庭が痛む原因となっていることに加え、今後は小規模特認校制度の開始と学童クラブの開設が予定されており、ますます駐車場が不足することから、駐車場増設工事を行うものでございます。

18節、備品購入費、管理用備品、当初予算額450万9,000円、補正額17万6,000円。補正理由としましては、来年度、学級編成において南山小学校の個別支援学級が、1学級増となる見込みであることから、机、椅子等の管理備品を整備するものになります。

7ページをご覧くださいませでしょうか。

小学校施設改修等に要する経費、補正額合計388万8,000円。13節、委託料、改修実施設計委託料になります。当初予算額ゼロ、補正額388万8,000円。補正理由になりますが、白井第二小学校区において、学童クラブを平成31年度中に開設する予定であることから、学童クラブの整備に先駆け、校舎の内装改修工事の設計業務委託を行うものでございます。

8ページをご覧ください。

中学校施設整備に要する経費、補正額合計326万円。18節、備品購入費、管理用備品になります。当初予算額341万5,000円、補正額326万円。補正理由につきましては、来年度の学級編成において、南山中学校の学級増と七次台中学校の生徒増が見込まれることから、机、椅子等の管

理備品を整備することに加え、大山口中学校の備品点検において、劣化の激しいパイプ椅子が150脚程度あり、その内35脚が使用不可であったことから、これを補充するものでございます。以上でございます。

○吉田教育部参事 学校教育課です。9ページ、10ページをご覧ください。

まず、9ページです。要保護・準要保護児童就学援助に関する経費です。補正額は188万8,000円でございます。理由につきましては、小学校の準要保護に係る就学援助対象児童が、当初見込み200人が、今回、見込み児童数229人と、当初見込みより増加したため、扶助費を増額補正するものです。

続きまして、生徒の就学援助費に要する経費です。補正額は155万円となります。理由につきましては、小学校と同じように、中学校の準要保護に係る就学援助対象生徒が、当初の見込み生徒数112人が、今回、見込み生徒数131人と、当初見込みより増加したため、扶助費を増額補正するものでございます。

10ページをご覧ください。

先ほどもありましたが、債務負担行為です。減築棟への移転に伴う教育LANケーブル配線工事です。補正額は2万円でございます。今年度の当初予算において設定した債務負担行為について、新築棟完成後の状況に合わせて物品を確認した結果、機器等の変更が必要となりまして、そのための配線工事を増額するものでございます。以上です。

○山本文化課長 最後の11ページになります。文化センター費、文化センター管理運営に要する経費になります。補正額は150万1,000円。内容としましては、需用費、光熱水費になります。当初予算額343万5,000円。執行見込額が358万5,000円、差額の150万1,000円。補正額としましては、150万1,000円不足するということで増額補正するものです。補正の理由なのですが、庁舎建設に伴う議会機能等の仮移転受け入れ、こちらは議会の議場、それから議員控室、議会事務局、そういったものが文化センターに仮移転しております。通常ですと、月曜日休館なのですが、月曜日この議会機能が機能しておりますので、年末年始を除く毎日会館ということで、当初、光熱水費、それを見込んで予算計上したのですが、それを上回るような見込みを持ちましたので、不足額を補正するものです。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。

○岡本教育総務課長 済みません、資料の訂正を1点お願いします。5ページになります。

生涯学習課の部分になりますが、摘要80、市民プールスライダー改修実施設計委託料。当初予算額が342万4,000円、執行済額138万2,400円、今後執行見込額がゼロとなっておりますので、合計額が241万6,000円になっていますが、ここが138万2,400円の間違いになります。申し訳ございません。当初予算額から合計額を差し引いた204万1,000円を今回、減額補正するという形になります。訂正のほうをお願いします。よろしくをお願いします。

○小林委員 それでは、ありがとうございます。

議案第6号につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

では、私からになります。5ページの市民プール管理運営に要する経費ですが、前に説明を受けていたのですが、ちょうど今、訂正されたところですが、執行済額が、これだけ当初予算額と違ったのは、どういう原因でしたでしょうか、確認です。

○川上生涯学習課長 当初、実施設計の委託費用として342万4,000円を見積もっておりましたが、1者随契ですけれども、業者との契約が138万2,400円で契約をさせていただいたということで、差額として200万減になったということになります。

○小林委員 そんな差が出たのが何でなのですか。

○染谷教育部長 今回の設計委託料については、入札によりまして、当初の見積もりというのは、業者から事前に見積もりを何社からからとって、それで予算計上をしていきます。実際に入札になったときには、過去の実績等を踏まえて可能な業者を、この場合ですと、多分5社あったと思いますが、5社選定して競争入札をさせたところ、この金額で落札をしてくれたということでございます。以上でございます。

○小林委員 では、見込んだ金額より安く契約できたということですね。

○染谷教育部長 補足しますと、設計業務というのは、ほぼ人件費になりますので、どうしても市の予算のほうとの差が出てきます。それはどうしてかということ、やっぱりとりたいものがあつたりすると価格を下げてとってくる。それともう一つは、いろいろな実例ありますけれども、もともとの設計をやった業者は必ず入れるようにしています。それは、よく知っているので、改修をするときの設計もよくしてくれるという前提で、そういった業者も入れながらやっていますので、結果として、今回の選定に当たって、いい業者が入ってくれたということでございます。

○小林委員 わかりました。

ほかに質問ございますか。

それでは、ご意見等ないようですので、議案第6号についてお諮りします。

議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○小林委員 それでは、議案第6号は、原案のとおり決定します。

以上で議決事項を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。3時30分まで休憩にいたします。

午後3時17分休憩

---

午後3時30分開議

○協議第1号 「図書館司書補助業務委託について」

○小林委員 では、再開いたします。7の協議事項についてお願いします。

協議第1号「図書館司書補助業務委託について」説明をお願いします。

○山本文化課長 「図書館司書補助業務委託について」ご協議をお願いします。

白井市立図書館では、サービスの維持向上、効率的な職員配置及び将来的な経費の削減などを図るため、図書館司書補助業務を外部委託したいので、協議させていただきます。

資料をめくっていただいて1ページからになります。

図書館につきましては、近年、市民利用が減少傾向にあります。インターネットの普及とか、少子高齢化、そういったものが原因で、全国的に減少傾向にはなっております。そこで、図書館サービスをさらに充実させなければいけないということで考えた手立てが、司書の専門業務をさらに充実させ

て市民利用、市民サービスを向上させていくということです。

資料に基づきまして説明させていただきます。

まず一つ目として、現状と課題。図書館では、職員の補助として非常勤職員を直接雇用していますが、雇用、労務管理に当たる事務を軽減し、司書職員が学校との連携、レファレンスサービスや課題解決支援などの専門的な業務に従事する時間を確保する必要があります。また、司書職員は、今後10年間に順次5名が定年退職を迎えることから、サービスの低下を招かないよう効率的な職員配置と業務改善を行うとともに、将来的な経費の削減を視野に入れて図書館業務の一部外部委託をします。

現状の職員数なのですが、司書職員が8名、事務職員が2名、非常勤職員が20名になっております。通常の開館時の職員数になりますけれども、火曜日から金曜日につきましては、司書職員8名、事務職員1.5名、こちらについては常勤の職員です。1名、再任用職員、事務職員になっておりますけれども、市の職員です。それから非常勤が10名。土曜日、日曜日、祝日が、司書4名、事務職員1名、非常勤は同じく10名。こういった体制で図書館運営を行っています。

委託業務の内容なのですが、委託職員は1日当たりおおむね10人で業務に当たる。これは現状の10名と同じような形態です。その業務は、貸出及び返却の窓口業務、開館準備、閉館作業、配架、書架整理、資料装備、受け入れ修理、除籍、展示や行事等の補助、その他図書館業務の補助等。

3番目として、委託化のメリットなのですが、まず一つとして、司書の専門業務への専念。非常勤職員雇用事務及び労務管理を外部委託することにより、司書職員は、その分専門的な業務に専念する時間がふえ、サービスの維持、向上に取り組むことができます。二つ目としては、正規職員数の抑制と計画的な採用ということで、当図書館は大型館で利用も多いため、司書職員は最低でも5人は必要です。サービスを維持するため、平成38年度には、新規職員を採用する必要があります。ここで何とか最低5名を確保していきたいという考えです。

逆に4番として、委託化のデメリットですが、まず一つは、職員が直接、委託職員に指示を出すことができないため、現在のような臨機応変な接客ができないというふうに書いておりますけれども、現状は、現臨時職員の継続的な雇用をまず委託業者のほうにお願いするという点と、それから委託したとしても、必ず現場の責任者が必ずおりますので、その責任者を通して適切な指示をして問題が生じないようにしていきたいと思います。それから2番目は、直接雇用により費用が高くなると思われまます。

5番目、スケジュールですが、まず平成30年度なのですが、30年度4月に導入に向けての準備、仕様書の作成、現在も行っておりますけれども、4月以降、完成に向けて作業を続けます。7月に業者の選定。こちらについては、一般競争入札になるのか、随意契約になるのか、そういったことも含めて今、検討しております。8月、9月には、業者も選定しておりますので、研修期間ということで白井なりのサービスをマスターしてもらいます。10月に正式に委託を開始するというように、30年度を描いております。

2ページ、3ページ目は資料になるのですが、まず2ページ目については、県内の業務委託の導入館、羅列してあります。まだまだいっぱい一部委託、いろいろあるのですが、近隣の重立ったところの事例、白井市に近いような方法をとっているところを羅列してあります。鎌ヶ谷市立図書館については、窓口業務等、施設管理等、施設の管理業務まで含めて5,500万ほど。四街道市立図

書館については、こちらにも窓口業務、移動図書館業務、それからまた施設管理のほうも委託をして4,500万ほど。市原市立図書館については、窓口業務、書架整理、配本、配本というのは、各分室に図書館を運んだり、学校へ図書を運んだりというような配本、それから蔵書点検等、こちらで6,700万ほど。袖ヶ浦市立図書館については、カウンターというのは窓口業務のことです。書架整理、配本、蔵書点検等で4,200万ほど。流山市立図書館については、中央図書館の3館の窓口業務の委託ということで、こちらは2,100万ほど。現在、市の図書館では、直接雇用、労務管理しておりますので、臨時職員については、窓口業務、書架整理、蔵書点検及び図書館業務全般の補助ということで、人件費を1,958万3,000円、約2,000万円を持っています。こういったのが、近隣のところで実施しています。

それから、3ページにつきましては、市補助業務委託導入に伴う人件費の見込みということで、これはあくまでも概算の見込みになります。まず、司書の人件費ですけれども、1人当たり年間800万という数字で見えております。

平成29年度については、司書職員8人で6,400万円、非常勤職員が20人で2,000万円、合計で8400万円。それで実は、この中に事務職員入っておりませんので、事務職員1.5人とありましたけれども、再任用を含めて1.5人なのですが、そちらの金額を700万円ほど加算すると、合計金額で9,100万円ほどになります。

それから、平成30年度、こちらは制度導入の年度になるのですが、司書職員は1名減になっております。こちらが5,600万円。それから導入までの半年間の非常勤職員の賃金が、約1,000万円。それから、10月以降の委託、こちらの委託費が2,500万円。合わせますと9,100万円。

それから、31年度から35年度まで、こちらは4年間ほどですけれども、司書職員7名で5,600万円。それから、委託は年間委託になりますので、約5,000万円。合わせますと1億600万円。

平成36、37年度になりますと、司書職員が退職を迎えてきます。司書職員最低の5人という設定で4,000万円。それから委託費が、司書職員が減ってくる分、委託の人数を常時12人というふうに考えておきまして、こちらのほうが委託費5,500万円に上がります。合計で9,500万円。

38年度以降になりますけれども、司書職員は4名になります。この年から司書職員1名を加えて、最低の5人体制にして、こちらの司書職員費用が3,600万円。それから、委託費については、36年度以降同じということで、5,500万円。合わせますと9,100万円。この9,100万円といいますと、おおよそ今年度と同じような金額、この辺から発生していくというか、38年度以降、現状の経費と同じくらいになってくるのかなという見込みです。こちらについては、絶えず経費の説明とかそういったことも含めて努力してまいりますので、必ずこういった大きな金額が生じていくということではないのですけれども、一つの目安というふうに解釈していただければと思います。

○小林委員 ありがとうございます。

では、協議第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○山本文化課長 今日、黒澤図書館長を同席させておりますので、ご了解お願いしたいと思います。

○高倉委員 現状の課題のところ、メリットにもつながるところですが、非常勤の労務管理にかな

り正職員の方の時間がとられているという理解でよろしいのですか。

○山本文化課長 非常勤職員の雇用と労務管理については、司書職員がやっております。事務職員でなく司書職員がやっております、1人ずつの雇用契約から、その人がどういう勤務形態をしてきたとか、それから、どういう業務をする、休暇はいつとるといような、本当に職員一人一人の管理を毎日というわけではないのですが、その事務量は相当あります。1点は、船橋市に労災保険の手続に行ったりとか、そういったこともありますので、その事務を本来の司書が、図書館事務にするということで、大きく仕事が減ってきますので、これはどうしても司書が減っていくという中では、こういった案を進めていきたいというふうに、一切を委託にしたいといようなことですね。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○高倉委員 関連してなのですが、非常勤の方は、基本的には単年契約で、更新がかなり多いと思うのですが、業務委託の場合は、引き続き希望すればそちらで雇用の予定なのでしょうか。

○山本文化課長 はい、そういったことを考えています。大変に手なれた方もおりますので、やりたいという希望の方については、引き続き委託業者のほうで雇用していただきたいといようなことを条件をつけて、その業者と契約したいと思っています。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

では、私から質問なのですが、基本的なことかもしれないのですが、本来、司書がやるべき仕事があって、それから非常勤の方がいて、それから業務委託の制度があって、一応大まかな差というか、それを説明していただけますか。大まかなことで結構です。本来の司書で、非常勤の場合ほどのくらいとか、ほかの仕事に委託する場合の仕事の内容の違いといえますか、それを大まかなところを教えてください。

○山本文化課長 図書館司書につきましては、市民に対してレファレンスを中心とした図書館サービスを提供します。委託業者につきましては、こちらにも明記してありますけれども、窓口業務から開館準備、閉館作業、書架、配架、書架整理等、図書館の業務としてのことを一切やっていただきます。臨時職員は今度はありません。図書館司書と委託業者の方のみということになります。

○小林委員 そうすると、委託業者になった場合に、いわゆる雑用と本来の図書に関する仕事を、最終的にはそこに全体を任せるようにしていくということですか。

○山本文化課長 司書の指示に従って委託業者のほうも動きますので、司書が委託業者に指示出しを当然しますので、現状の臨時職員がやっていたようなことをやっていただきます。司書はその分、労務管理とか雇用関係の事務がない分も含めて、本来のレファレンス業務であったりとか、本当に図書購入の勉強であったりとか、そういった図書館としてのサービス本来の司書としての業務をやるようになります。現状と見た目はそう大きくは変わらないのかなとは思いますが、司書が司書らしい仕事に専念するという部分では、明らかに違ってくる部分はあると思います。

○小林委員 はい。では、基本的に、最終的に、やっぱり金銭的には節約の方向にもっていききたいといことはありますよね。

○山本文化課長 はい。直接雇用の面では、経費は確かに安い部分、業者委託より安く抑えられる部分はありますけれども、その分、司書が犠牲になって図書館サービスが低下してってしまうということが考えられますので、経費と図書館サービスを考慮した場合には、十分な司書の数を確保できない分、委託業者のほうに適切な業務委託をして、司書を最低限5人と言ってしまうと5人になってし

まうのですが、その人数で最大のサービスをしていきます。

○小林委員 はい。

○石亀委員 役割が交錯しているのです、よくわかりにくいところがありますが、1ページの4番で、委託化のデメリットというところがありますが、この現在のような臨機応変な接客ができないというのは、今後、接客ができなくなるかもしれないということを、ちょっと詳しく説明していただきたい。

○山本文化課長 確かにこちらについては、余り書きたくはなかったのですが、これをやってはいけないというふうには、自分たちも思っていますので、ただ形式上は、一つの会社が入るわけですから、会社の上司の指示に従って部下が動くというようなシステムになった場合に、一人一人にこれはこうやって、ああやってという司書が指示出しではなくて、その新しく来た業者の責任者に指示出しをして、業者の責任者から働いている人たちに適切な指示を出してもらうというシステムになろうと思いますので、今みたいに1人ずつの雇用契約とは違ってくると思われるので、臨機応変な接客ができないというふうにはちょっと書かせてもらったのですが、そうならないようには努めていきたいとは思っていますけれども、必ず責任者を通じて指示出しをするという、そういう意味合いです。

○石亀委員 済みません、ALTのシステムみたいなものととても似ているという感じなのかなとは思っていますが、窓口的に利用者へのメリット、デメリットというところではどうですか。例えば、図書館のカードを忘れたときに、済みません、カードを忘れたのですが、免許証で借りられますかとか、そういう業務は、できる方とできない方が多分あると思うのですが、こちらの窓口で私は個人的にたまにすることがあるので、例えばそういったようなことと同じことですか。利用する立場から見たらどういうふうになるのかということ、よろしければ館長さんに、何かわかればお伺いしたいと思います。

○黒澤図書館長 委託と派遣というのがあると思うのですが、委託という制度を選ばせていただきました。図書館は今、あらゆるサービスでマニュアルがきちんと整備されております。というのは、図書館で今、職員10人と非常勤さん20人、それから各センターの図書室でも働いていらっしゃるのです、大体、四、五十人の者が同じ図書館サービス、市民サービスというものを担っております。マニュアル整備をしないと、どこでも同じようなサービスができないので、マニュアル整備をありとあらゆるところのマニュアルを整備して、それに基づいて検証を行いながら窓口サービスを行っていただいておりますし、窓口以外の本の受け入れや修理とかも全てマニュアル化しております。

これから、私ども今回の委託は、今、雇用している非常勤さんにやってもらっている仕事をすっぱり委託するという形に考えておまして、ただ、臨機応変な対応ができないというのは、もう少し責任を持って任せる、すぐ今、お客さんとちょっとでも話していると、すぐ職員が飛んで行って、全てケアしておりますけれども、もう少し非常勤さんとか委託業者さんに、マニュアルに沿って責任を持って対応していただくという機会を提供する。ただ、そうはいつでも、いちいち指示できない委託業務であっても、やはり何かあって、市民の方がそこで困っていたら、絶対職員が出ていかざるを得ないだろうとは思っておりますけれども、ただ委託業者のチーフの方を置いていただきながら、もう少しマニュアルをきちんと履行していただくような、そういうふうな委託内容にしていきたいというふうに考えております。

○山本文化課長 補足しますと、現状とサービスは変わらないようにしていきたいと思っています。今まで以上になるように努めていきたいと思っています。

○石亀委員 図書館に行けばわかるのかなと思いますけれども、利用者側からはそれほど変わらず、職員の皆さんの中では、より働きやすくなるということですか。事務方のほうはより働きやすく、利用者にとっては、そのことによって利用者にデメリットが来るというわけではないということですね。臨機応変な接客ができないというのは、利用する側から見たことではないというふうなことでのいいのですか。

○黒澤図書館長 多分、利用者の方からはわからないように最善の努力を尽くします。ただ、司書がどうしても減っていく過程にあって、また、開館して23年たっておりますけれども、レファレンス、課題解決支援とか、時代に求められている事業が手つかずなものもございますし、あと郷土資料、文化財関係のまとめとか、洗い出したら切りがないほど司書がやらなければいけない仕事というのが、まだまだ山積しておりますので、少し一つずつでも解決するために、労務管理、雇用管理というものについて、任せられるものを任せていきたいというふうに考えておりますが、利用者の皆様にはわからないというか、ご迷惑がかからないように快適に過ごしていただけるように努めてまいりたいと思います。また、各センターも指定管理になっております。利用者の皆様からは、わからないよ、いい対応だよというふうに言われてきておりますし、本家本元の図書館が悪くなったと言われぬように、最善の努力を尽くしてまいります。

○石亀委員 大分わかりやすくなりました。ありがとうございます。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○井上教育長 質問ではないのですが、私の名前での提案になっているので、私は質問できないのですが、今、説明していただいたら徐々にわかってきたなというところがあるのですが、そもそも根本となる提案資料の中からは、今の説明の部分が余り見えなかった。特に、将来的な経費の削減という部分では、10年後で同じ金額なので、削減にはなっていない、この資料の数字だけでは。それから、メリットとデメリットのこの書き方だと、デメリットのほうがちよっとインパクトが強すぎるので、そちらの心配が感じられるので、今の説明していただいたようなところをこの提案に入れていただいて、再度、提案していただいたほうが、協議としてはいいのかなと。これだけではちよっと納得いかない部分が、皆さん多いのかなというふうには思いますので、いかかでしょうか。

○染谷教育部長 私のほうから。今回、初めて協議として上げさせていただいておりますので、今いただいた意見をもとに、再度、検討させていただきたいと思います。特に、経費の問題と人員配置の問題、それからサービスの維持と向上というところが、どういうふうに変わっていくのか、もう少し具体的に説明ができるようにということでございます。委託化ということについては、これは市のほうの方針としては、既に了解をいただいております。ただ、具体的な方法はこれから提案するというところで、本日、協議をさせていただいて、もう少し具体化してから、市のほうの決定会議のほうへ上げて、具体化の決定をしていくということでございますので、再度、協議をさせていただきます。

ただ、委託化という方向は、市のほうの行政のほうも含めて推進をしております。実際に窓口の委託化をしているのは、国保、年金の部分で、既に5年ぐらい前から委託化を始めております。ここは窓口業務の委託化ということで、今まで職員が窓口と事務をやっている、昼間は窓口業務と電話の対応で事務ができないということで、残業が毎日のように9時ぐらいまで全職員がやっていたと。そこを減らすためにどうするのだと、職員は増やせないのだと。臨時職員で対応してきたのですけれども、

臨時職員を雇うと、やはり今、説明あったように、その臨時職員を管理するための職員を置かなきゃいけない。そうすると、職員がまた1人減る、あるいは追加しなきゃいけないということになるので、その部分、全体を含めて委託化をしていきたいと思います。実際に3年ぐらいまで試験導入ということで進めてきて、今、本格導入になっています。その本格導入になった理由というのは、経費の面よりも職員の負担軽減と、窓口業務の5年ぐらいたちますと、やはりベテランの業務を担当する委託業者の職員が出てきます。また、委託業者のほうも、窓口でトラブルがないように、きちんとしたチーフなりを配置して、全体を現在、見渡しています。そういうことで進めてきた中では、委託化というのは、大変効率的であるし効果的だと。ただ、経費の面は、それほど減るというメリットは余りないです。要は、市の職員の負担は減りますけれども、経費は上がります。どうしても直接雇用ですと、最低賃金プラスアルファぐらいですけれども、そこに今度は委託化になりますと、業者のほうの経費がかかってきますので、そこはもう高くなるのは当然かなと。ただ、それでも、市の職員が今の給与制度で、年間少しずつ上がっていくところを捉えたときには、委託というのはそれほど、市の職員の人件費のアップよりもアップ率が低いですから、将来的には、やはり経費が、相対的には直接雇用より低くなっていくというような状況がありますので、そこはもう導入をしていきたいなど。人件費の高騰というのが、市の職員のほうではありますので、そことの比較、一方では、委託契約の物件費が増えるのですけれども。全体を見ながらやっていくということで、全体としては、委託化の方向というのは了解をいただいていますので、今回、図書館のほうは、大変、市民サービスの最先端の場所ですから、ここはサービスを維持向上させなきゃいけない。それと、職員が新たなサービスを確実にやっていかなきゃいけないという部署でございますので、そこはもう一回、今の意見をいただいて修正をした上で、再度かけさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○高倉委員 済みません、関連して1個だけ。付け加えなのですけれども、先ほどのお話ですと、本来業務ができていないということで館長がおっしゃっていた、その本来業務をもう少し書いていただけるといいと思います。郷土関係のお話もありましたし、レファレンスサービスって恐らくは蔵書に対してひもづけして、窓口で質問があればそれをご紹介しますという、うまい日本語ないのですけれども、いい機会なので、図書館の本来機能についてもっと全面に押し出して、いわゆる貸出、余り市民サービスを全面にすると、貸本屋みたいにも思われてもなんですから、本来、市の図書館としてすべきことをこの機会なので、アピールというか、それをやるのだというところを書いていただけたらと思いますので、よろしくお祈りします。

○小林委員 それでは、今ありましたデメリットの表現の部分とか、本来業務のところとか、その辺のところをもう少しわかりやすく表現していただきまして、委託化の方向については、原案のとおり決定ということでお願いしたいと思いますけれども、ほかに関連して意見ありますか。

なければ、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について、原案のとおり委託化の方向で決定するというので、細部の表現についてはまた修正して、再度かけていただくと、そういうことで決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○小林委員 それでは、協議第1号は、原案のとおり委託化の方向で決定します。

以上で協議事項を終わります。

○小林委員 以上で、本日の議決事項、協議事項及び報告事項に係る議事については終了しましたので、これ以降の進行については、教育長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○井上教育長 小林委員には、議事の進行ありがとうございました。

この後、私のほうが進行を行ってまいります。

---

○その他

○井上教育長 それでは次、9、その他に入ります。何かありましたらお願いいたします。

○岡本教育総務課長 その他として、各課の行事の報告になります。お手元のほうにA4の横長の両面刷りの各課の行事予定というものをお配りさせていただいています。教育総務課から順次、ご説明のほうをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

11月になるのですけれども、本日7日が定例の教育委員会議になります。今週の金曜日、10日になりますけれども、印教連の研修視察が朝から。終わった後に、印教連研修視察の意見交換会がございます。

13日、月曜日については、第1回の教育長、教育委員の研修会が予定されています。

15日、水曜日については、八千代市にあります学校給食の調理場の視察が予定されています。

また、12月議会になりますけれども、11月の22日を開会としまして、28、29、12月の1日と4日が一般質問、5日に委員会付託がありまして、7日に文教民生常任委員会を行った後、18日に閉会の予定という形になっています。教育総務課からは以上になります。

○吉田教育部参事 それでは、学校教育課からです。

11月ですが、明日、水曜日、第3部会の小中学校音楽発表会です。3部会とありますが、これは白井市の児童生徒の発表会ということになります。時間が、申しわけありません、9時20分となっておりますが、午前の部は9時30分、開会式になります。ちなみに午前の部は、白井第一、第二、第三、池の上、南山小学校。中学校は、南山中、桜台中学校が演奏します。午後の部は、1時15分、開会式で、午後は、残りの清水口、大山口、桜台、七次台小学校の4校と七次台中、大山口中、白井中の3校が発表するという事です。

そして、9日の木曜日は、学校保健会の市の健康奨励賞の表彰式がございます。場所は、文化会館の中ホールで、4時からとなっております。以上です。

○川上生涯学習課長 それでは、学校教育課からです。11月1日、2日につきましては、白井中学校の職業体験として2名、生涯学習課に来ております。

今後は、14日から16日、3日間ですか、これにつきましては、七次台中学校の2年生ですが、職業体験として生涯学習課に来る予定です。

18日土曜日につきましては、ONスポーツクラブのイベントということで、9時30分から大山口中学校、雨降った場合には体育館というようなことで考えております。

12月3日、日曜日につきましては、87回印旛郡市駅伝競走大会、佐倉の岩名運動公園の陸上

競技場で行われます。

7日、8日、13日、あと来年1月の立春式については、この後、教育委員さんの日程等を調整しまして、対応を考えております。

私のほうからは以上です。

○山本文化課長 文化課から行事報告します。

文化祭ですが、展示部門、芸能祭、囲碁大会、将棋大会は、既に終了しております。

この後、9日から、まず幼稚園児の作品展示が15日まで、こちらは白井コミュニティセンターの2階会議室になります。

10日から15日まで、小中学校児童生徒の作品展示、こちらは、コミュニティセンターの1階の多目的ホールになります。

文化祭関係なのですけれども、11日、土曜日に市民音楽祭の1日目、翌日12日の日曜日が、2日目ということになります。こちらは大ホールになります。

26日は文化祭最後になりますけれども、ダンスフェスティバルということで、こちら大ホールになります。

それから、12月の2日に児童生徒の文化祭の授賞式、こちらは文化会館の大ホールになります。文化課は以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

○石亀委員 市民文化祭の授賞式ですが、例年と時間が午前、午後で違っているということでしょうか。これは、委員たちは出席するのでしょうか。

○山本文化課長 こちらは、時間はこのとおり3時からになります。出席のほうはぜひよろしくお願ひしたいと考えています。ただ、後でお伝えするつもりだったのですけれども、例年、事業報告であったり、司会進行であったり、閉会式の言葉であったり、多大なお仕事を委員さんにお願ひしておったのですけれども、本来、執行部のほうでやらなければならない取り組みなので、今回から執行部のほうでやらせていただきます。ご理解をお願ひしたいと思います。

○石亀委員 出席、欠席がマストなのかどうかという。形がそうなのであれば、私たちは自由でいいというか、これ見たときには、個人的には出席できないなと思ったので、今までそういう役割をずっとやってきていたものだから、私たちは執行部じゃないという考え方ですか、ということでもいいのでしょうか。

○山本文化課長 教育委員会主催の文化祭の授賞式でありますので、ぜひ職務としてお越しいただけたらと思います。出席をお願ひしたいと思います。

○井上教育長 ただ、割り当てられた仕事はないですよ。

○山本文化課長 はい。そういった業務的なことは、こちらのほうでやらせてもらいます。

○石亀委員 客席に座って見ていればいいのかということですね。

○井上教育長 そうですね、もしくは壇上で。主催者は誰なの。教育委員会は主催者になるよね。

○山本文化課長 学校部門ということでの主催者ですね。

○井上教育長 出席できる方は、主催者として座っていただければと。ということでしょうか。

○石亀委員 わかりました。日程もわからなかったもので、ずっと心配していました。

○小林委員 あと、議会のほうの一般質問、いわゆる教育委員に関するところがどこだとか、そういうのはわかりますか。

○岡本教育総務課長 一般質問の締め切りが、15日になります。何件か事前というお話は、おそらく各課にも来ていると思うのですが、正式に決定するのが15日になりますので、その段階にならないと、いつ誰がどんな質問をとというのがちょっとわからない状況にはなっています。予定としては、この4日間のどこかでという形にはなるのですけれども。

○井上教育長 わかり次第、教えていただくということで。

○岡本教育総務課長 わかり次第、そういった部分についてはお知らせするようにいたします。

○井上教育長 ほかにございますか、行事について。

○川嶋委員 第1回教育長教育委員研修会は、各自現地集合ですか。

○井上教育長 これについては、また後ほど。

○教育総務課長 その他で、またお知らせをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○井上教育長 ほかにございますか。では、行事について終わります。

その他でありますでしょうか。

○吉田教育部参事 それでは、白井市のいじめの現状ということで、少しお話をさせていただきたいと思います。

きのう、校長会がありまして、そちらのほうでもお話ししたのですけれども、12月がいじめ防止月間ということで、また12月4日から10日が、人権週間にもなっております。それに合わせて、もう一度各学校でいじめ防止関係の基本方針の見直しや初期対応や丁寧な指導というようなこととお話をさせていただきました。それに合わせて、9月の28日に市のいじめ対策調査会がございました。そこでの資料もきょうお配りしましたが、一部ですけれども、校長会のほうでも配りまして、担当の指導主事のほうから話をさせていただきました。

ちょっと簡単にお話をさせていただきますと、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法において、いじめとは、当該児童等、一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものを示すということで、定義されています。

本市での小中学校におけるいじめの認知件数の合計につきましては、1枚目にありますとおり、平成26年度134件、平成27年度192件、平成28年度211件となっております。

そして、いじめの主な対応としましては、2ページ目をご覧ください。

冷やかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われたケースが、毎年100件近くを超えておりまして、一番多くなっております。次に軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするケース。ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりするケース。そして仲間はずれ、集団により無視をされたケースで、毎年30件前後となっております。

また、平成28年度のいじめと認知した225件のうち、年度内に解消しているものは、154件。現在、継続指導を行いながら経過を観察しているものが、71件というふうになっております。この71件の中には、もう解決しているものもあるのですが、解決してから3カ月以上は、様子を観察するというので、この件数の中にも入っております。

なお、平成27年度からいじめの認知件数が急に増加しておりますが、これは積極的にいじめを

認知して、早期に必要な対応を講じることの重要性が教職員に浸透したことが、大きく影響しているものと捉えています。そして、いじめの発見のきっかけにつきましては、6番に書いてありますが、小中ともに、白井市につきましては、本人からの訴えや保護者の方からの訴えが多く、その分、全国ではアンケート等が一番多いのですけれども、本市については低い傾向となっております。

3枚目をご覧ください。

3枚目は、両面でいじめ防止対策確認のチェックリストということで、組織的対応から未然防止、裏に行きまして、早期発見等についてのそれぞれのチェック項目等がありますので、こちらのほうも各学校に配布いたしまして、研修等で使用していただき、また先生方には確認をしていただきながら、児童生徒について、丁寧な対応をとということで、昨日もお話ししたところです。以上、報告を終わりにします。

○井上教育長 ありがとうございます。

この件について、何かございますでしょうか。

私のほうから付け加えなのですけれども、27年度に数字が跳ね上がったという件についてなのですけれども、白井市内で出ているので、白井市がボンと跳ね上がったというイメージなのですけれども、実は千葉県全体が跳ね上がったという状況なのですね。それは、当時、プロレスラーの馳文科大臣だったと思うのですけれども、認知件数が多いことは、決して現状把握として悪いことではない。むしろ多く把握できているところのほうの方が、いいのだというような通知があって、一度やったものをもう一度見直したというのがあるのですね。千葉県はそれを正確にやったという自負を持っているのですけれども、それで大きく跳ね上がっていて、その小さなものでも見逃さないという姿勢がこの数字にあらわれているかなというふうに思います。ですので、認知件数が多いのですけれども、現状としては、重大事態であるとか、非常に解決困難なものとかいうものは、現在ございませんので、大事なことは、いかに教育的に解消していくかということが大事だというふうに、大きく持っていけないということが大事だというふうに私たちは認識していますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

では、よろしいでしょうか。

それでは、そのほかにもございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。

次回は、12月6日水曜日、午後2時からとなっております。

次回の進行についても小林委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日はお疲れさまでした。